

宮古島市中小企業振興基本条例（仮称）（案）

宮古島市は、宮古ブルーに例えられる美しい海に囲まれ、風光明媚な自然環境に育まれた大小6つの島で構成されており、独自の伝統文化で発展してきた旧5市町村（平良市、城辺町、下地町、伊良部町、上野村）の合併により、平成17年に誕生した。宮古島市の経済活動は、農林水産業を柱に推移した後、基幹産業に観光業を加え全国的な観光地として発展を続けている。

こうした宮古島市の地域経済を牽引してきたのは、市内企業の大多数を占める中小企業であり、地域に根ざした事業活動は雇用の受け皿の中心となるとともに、経済の発展と産業の振興を地域にもたらし、市民生活を支える存在として重要な役割を果たしてきた。

一方、近年経済的・社会的環境の変化が加速していく中で、若年層の流出や少子高齢化に伴う人手不足や後継者問題、デジタル化への対応、離島の限られた市場規模等、中小企業は様々な課題に直面しており、経営に大きな影響を与えている。

宮古島市が将来にわたり持続的な発展を遂げていくためには、これらの課題解決に向け中小企業自らが経営の改善と向上に努めていくだけでなく、地域社会全体がその振興に向き合い、一丸となって取り組んでいくことが必要である。

このような認識のもと、中小企業の振興を宮古島市の重要施策の1つと位置づけ、中小企業が創意工夫を凝らして地域の特性を活かし、時代の変化に適応した新たな価値の創出や新たな分野への挑戦を地域社会全体で支援しつつ、地域経済の健全な発展と市民生活の向上を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関する基本的な事項を定めるとともに、関係者の責務や役割等を示すことにより、中小企業の振興に関する施策を推進し、もって地域社会の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和35年法律第185号）第

3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体のほか、商工会議所、商工会、中小企業家同友会、商店街振興会、観光協会及びこれらに準ずる団体で市長が特に認めるもののうち、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 大企業 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 商店街 小売業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者の店舗が集積している地域をいう。

(5) 商店会 商店街にあって、小売業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者で構成され、商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。

(6) 金融機関 銀行、信用金庫、労働金庫その他の金融業を営む事業者及び信用保証協会をいう。

(7) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条及び第 123 条に規定する学校をいう。

（基本方針）

第 3 条 中小企業の振興は、次の各号に掲げる事項を基本方針として推進する。

(1) 中小企業が主体的に取り組む経営の改善・向上及び自由な発想による産業の創出に向けた取組を促進すること。

(2) 中小企業は、地域の雇用を促進し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を担っていることを認識すること。

(3) 中小企業の振興に関する施策を、国、県、市、中小企業、中小企業団体、大企業、金融機関、市民が相互に連携・協働・協力して推進すること。

(4) 地域経済の好循環の促進や自然環境への配慮等により、持続可能なまちづくりが図られること。

(5) 市の歴史、伝統及び文化を尊重し、自然、人材、農水産物その他地域資源を有効に活用すること。

（基本的施策）

第 4 条 前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

(1) 経営の革新及び創業の促進を図ること。

(2) 経営基盤の強化を図ること。

(3) 資金調達の円滑化を図ること。

(4) 人材育成・確保及び資格取得の促進を図ること。

- (5) 国内外の販路拡大を図ること。
- (6) 観光サービスの発展による市内消費の拡大を図ること。
- (7) 地域資源の利活用による産業の振興・創出及びものづくりの推進を図ること。
- (8) 商店街の振興を図ること。
- (9) デジタル技術活用の促進を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を講じるものとする。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策の実施にあたっては、国、県、市、中小企業、中小企業団体、大企業、金融機関、市民と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行に留意しながら、中小企業の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業の役割)

第6条 中小企業は、他の中小企業又は様々な組織や個人と連携・協力することにより、経済的社会的環境変化に応じて、経営基盤の強化、経営革新、人材育成、雇用の安定及び従業員の福利厚生の実現に努めるものとする。

- 2 中小企業は、地域社会の一員であることを認識し、事業活動を通じて地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- 3 中小企業は、地域資源を有効活用するよう努めるものとする。
- 4 中小企業は、経営能力の向上と地域経済の振興発展を図るため、中小企業団体への加入に努めるものとする。
- 5 中小企業は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、中小企業者の経営力の向上、改善及び革新を促進するための支援を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、中小企業の実態及び現状を把握し、自らの事業活動に反映するとともに、中小企業団体の会員相互の関係強化及び多様な主体と連携・協力を促進するよう努めるものとする。
- 3 中小企業団体は、中小企業の経営能力の向上、改善及び革新を促進するため、中小企業団体への加入促進に努めるものとする。
- 4 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興発展に関する施策に協力するよう努

めるものとする。

（大企業の役割）

第 8 条 大企業は、中小企業と大企業がともに地域経済の振興発展に欠くことのできない重要な役割を果たしていることを認識し、中小企業とともに地域経済の振興に努めるものとする。

2 大企業は、地域社会の一員であることを認識し、事業活動を通じて地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

（商店街で事業を営む者の役割）

第 9 条 商店街で事業を営む者及びその事業に関係する者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 商店街で事業を営む者及びその事業に関係する者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をし、当該事業に協力するよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第 10 条 金融機関は、中小企業に対し円滑な資金供給、経営相談、情報提供等を行うことにより、中小企業の経営基盤の強化及び安定化に協力するとともに、新たな産業の創出及び創業支援に努めるものとする。

2 金融機関は、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

（学校の役割）

第 11 条 学校は、児童及び生徒に対し、中小企業者等の事業活動が市の発展に貢献していることへの理解を深めるよう努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第 12 条 市民は、中小企業が地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市で生産、製造又は加工される製品や提供されるサービスの利活用に努めるものとする。

(施策の実施状況の検証・公表)

第 13 条 市は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証し、これを市ホームページで公表するものとする。

2 市は、前項の検証にあたっては、中小企業者その他関係者の意見を聴くものとする。

(意見の反映)

第 14 条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定にあたっては、当該施策に中小企業その他関係者の意見を反映させるため、中小企業その他関係者に対し、施策の策定に関する情報提供及び意見を述べる会議を開催するものとする。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。